

共通事項

〔4〕 緊急時の設備

●基本的考え方●

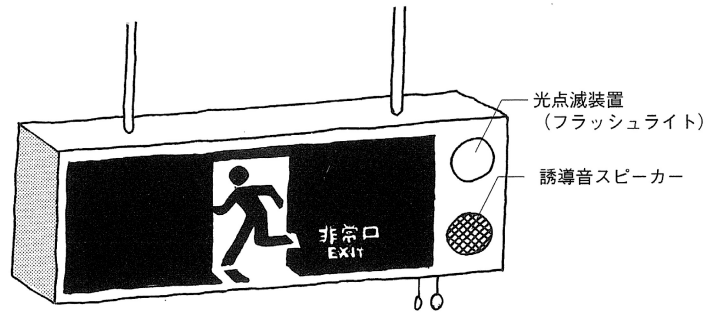
緊急の警報は、人命に関わるので、情報を確実に伝える設備とする。特に、緊急時の対応が遅くなりがちである高齢者、障害者等への配慮が必要です。

■計画・設計上の配慮事項■

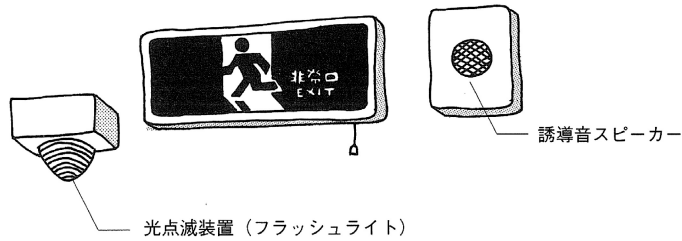
警報装置	①警報装置は、光及び音によって非常事態の発生を告げる装置とし、自動火災報知器と連動させる。 ②避難路には、視覚障害者や聴覚障害者の自力非難を助けるための点滅誘導灯及び誘導音響装置を設置する。
避難路	①避難路は、可能な限り直線経路とし、段差を設けない。高低差がある場合はスロープを設ける。 ②2階以上に居室を設ける場合は、避難、誘導、消火活動上有効なバルコニーを設ける。
非常口扉・防火戸	①非常口扉や防火戸のくぐり戸の有効幅は80cm以上とし、容易に開けることができるものとする。 ②車いす使用者などの通行に支障のないよう下枠や段差をなくす。
案内表示	①ホテル、旅館において視覚障害者や聴覚障害者の就寝時における通報設備や警報設備に配慮する。

区分	視覚障害者に対して	聴覚障害者に対して
緊急事態発生事実の伝達	非常ベル 自動式サイレン 自動音声警報 バイブレーター キセノンランプ（弱視）	バイブレーター キセノンランプ 磁気ループ
避難情報等の伝達	非常放送 自動音声警報	非常文字表示 磁気ループ
避難方向等の伝達	誘導音装置付き誘導灯 視覚障害者誘導用ブロック 点滅型誘導灯 光走行式誘導灯（弱視）	点滅型誘導灯 光走行式誘導灯（弱視）

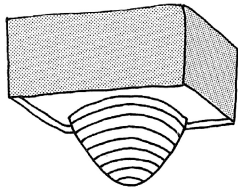
<一体型避難誘導灯>



<既設誘導灯に追加取付する場合>

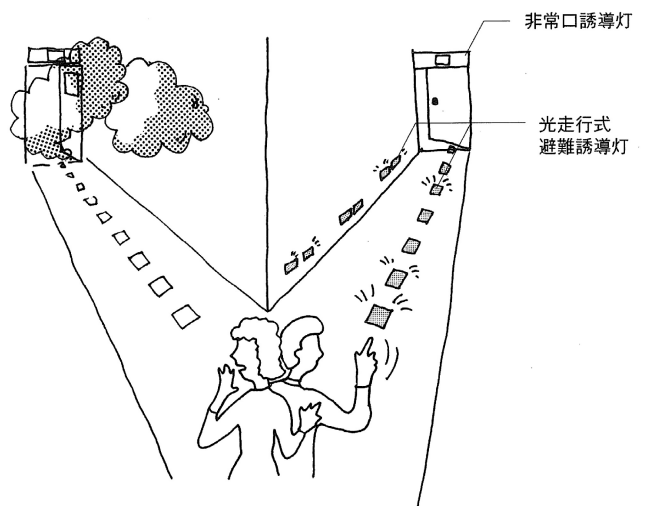


<フラッシュライトの例>



自動火災報知器と連動し、聴覚障害者等へ光の点滅により非常を知らせる装置。見やすい位置に設置。

<光走行式避難誘導装置の例>



<非常文字表示装置>



- : 通常の整備基準 ○ : 誘導基準 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

共通事項

〔5〕 滑りにくい床材

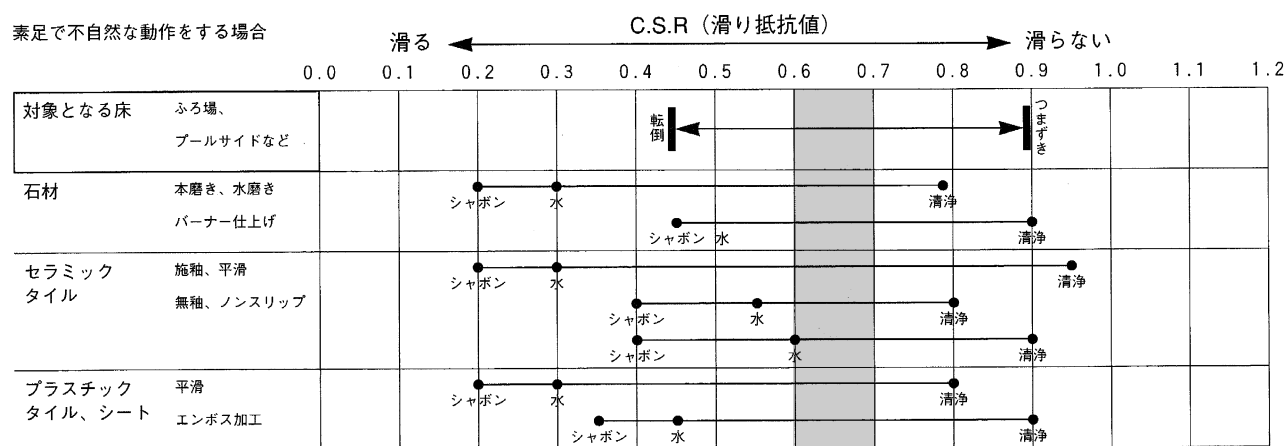
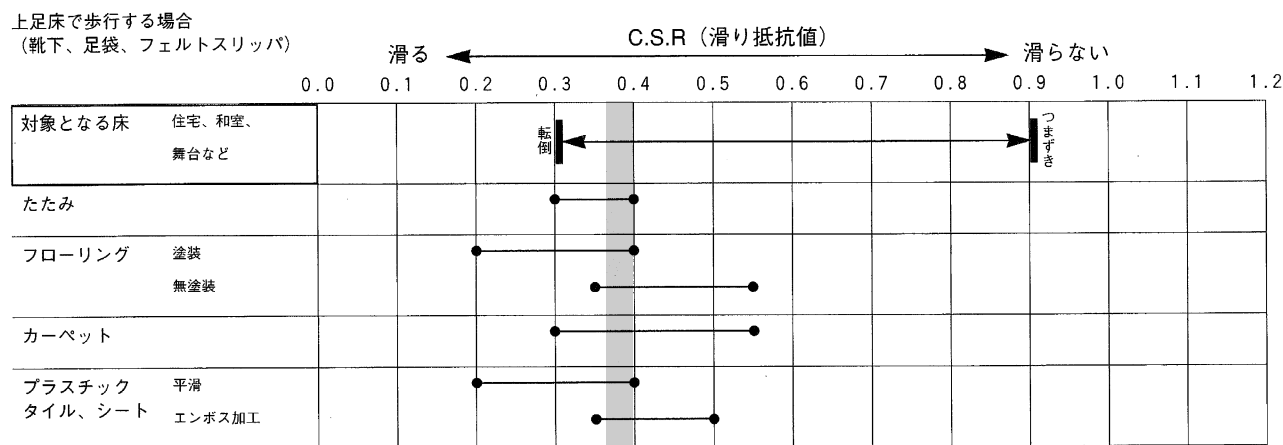
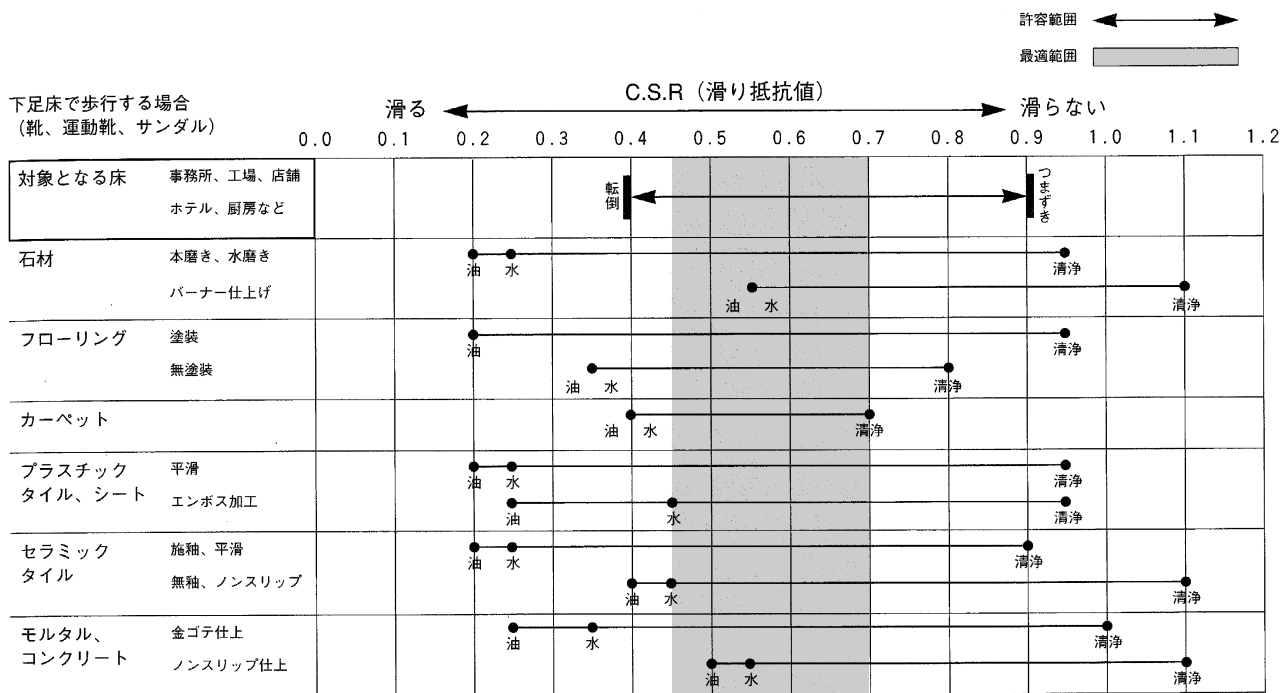
●基本的考え方●

床及び傾斜路の滑りは、利用者の安全性、快適性において非常に重要な性能です。滑りやすさは、材料や仕上げの状態だけではなく、履物の底の材質、水や砂が付着するなどの表面状態にも大きく左右されるので、使用にあたっては注意する必要があります。

■計画・設計上の配慮事項■

評価指標	①床材の滑りやすさ、滑りにくさは、JIS A5705（ビニル系床材）付属書に定める「床材の滑り試験方法（斜め引張型）」によって測定される、「滑り抵抗係数（C. S. R :Coefficient of Slip Resistance）」を用いる。この係数は、数値が大きいほど滑りにくく、小さいほど滑りやすいことを示す。
使用条件	①滑り抵抗係数を規定する際には、床の使用条件を考慮して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を想定し検討する。 (1)清掃し、乾燥した状態 (2)ほこりが付着した状態 (3)水分が付着した状態 (4)油が付着した状態 (5)その他（ワックスを塗布した状態）
材料・仕上	①床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を考慮した上で、原則として滑り抵抗係数が以下の値を満足するものとする。ただし、体育館の床等激しい運動動作を行う箇所については、あまり滑らない床も危険なので、この限りでない。 ・下足で歩行する部分 0.4 ~ 0.9 ・上足で歩行する部分 0.35 ~ 0.9 ・素足で歩行する部分 0.45 ~ 0.9 ・傾斜路 0.5 ~ 0.9
滑りの差	①同一の床において、滑り抵抗係数に大きな差（C.S.Rで0.2以上）がある材料の複合使用は避ける。

<床材と滑りやすさ>



※出典：小野英哲東京工業大学教授作成資料

●：通常の整備基準 ○：誘導基準 無印：計画・設計上の配慮事項

★：移動等円滑化経路の整備基準

公共交通機関の施設

〔1〕 改札口

●基本的考え方●

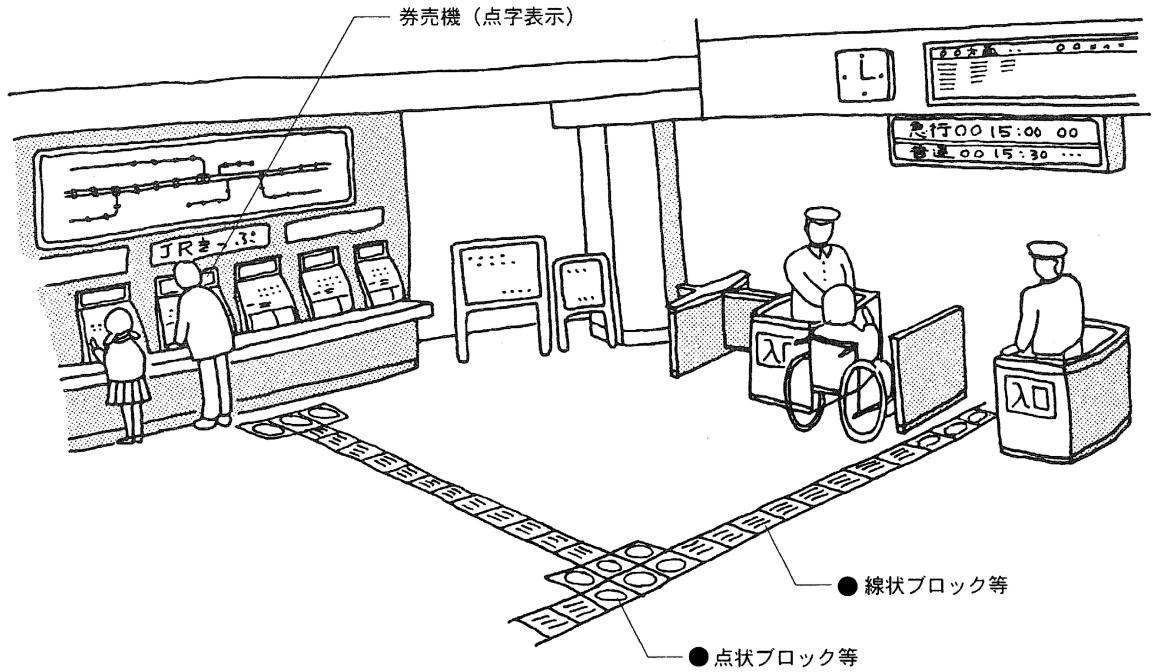
改札口は公共交通機関の施設で最も狭い部分です。ここを、車いすなどが通過できるようにする必要があります。改札口は、多くの人が連続して通過したり、並んでいたたりすることも考慮して、だれもが円滑に通行できるよう整備する必要があります。車いすユーザーだけでなく、視覚障害者の利用にも配慮して整備する必要があります。

項 目	●通常の整備基準	整備基準の解説
(1) 幅	改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。 ●(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。	⇒「80cm」は車いすが通過できる寸法である。 ⇒幅については実際の有効幅をいう。
(2) 床面	●(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	⇒「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高低差が1cm程度以下で丸味を持たせた段以外のものをいう。
(3) 視覚障害者対応	●(3) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設すること。	

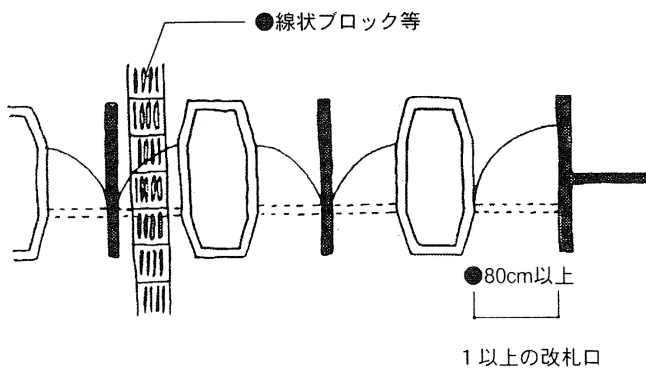
■計画・設計上の配慮事項■

「建築物〔2〕 出入口」に準じる。

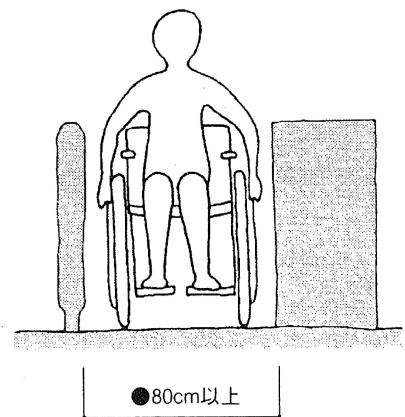
<改札口の整備例>



<有人改札口の例>



<拡巾改札口の例>



- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

公共交通機関の施設

〔2〕 通路

●基本的考え方●

改札口から乗降場に至る1以上の通路について、車いす使用者や視覚障害者が通行可能な構造とする必要があります。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
(1) 表面仕上げ	●(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	
(2) 段の構造	●(2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。	⇒移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第5条と同基準 ⇒「[建築物[7] 階段]」の項を参照
(3) 車いす対応	●(3) [1]の項に定める構造の改札口から乗降場に至る1以上の経路においては、通路を、次に定める構造とすること。この場合において、[4]の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（「建築物[5] エレベーター等」の項(2)に定める構造のエレベーター又は同項(3)に定める構造のエスカレーターをいう。以下同じ。）を設けること。 ウ [1]の項に定める構造の改札口並びに[4]の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。	⇒「[1] 改札口、[4] エレベーター」の項を参照 ⇒「140cm」とは車いす使用者が転回できる寸法である。
(4) 視覚障害者対応	●(4) [1]の項に定める構造の改札口から乗降場にいたる経路のうち1以上の経路においては、通路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。	
(5) 傾斜路等の構造	●(5) 通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 傾斜路は、「建築物[4] 傾斜路」の項の移動等円滑化経路上の傾斜路の整備基準に定める構造とすること。 イ 傾斜路は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料	⇒「[建築物[4] 傾斜路]」の項を参照

で仕上げること。

ウ 傾斜路には、手すりを設けること。

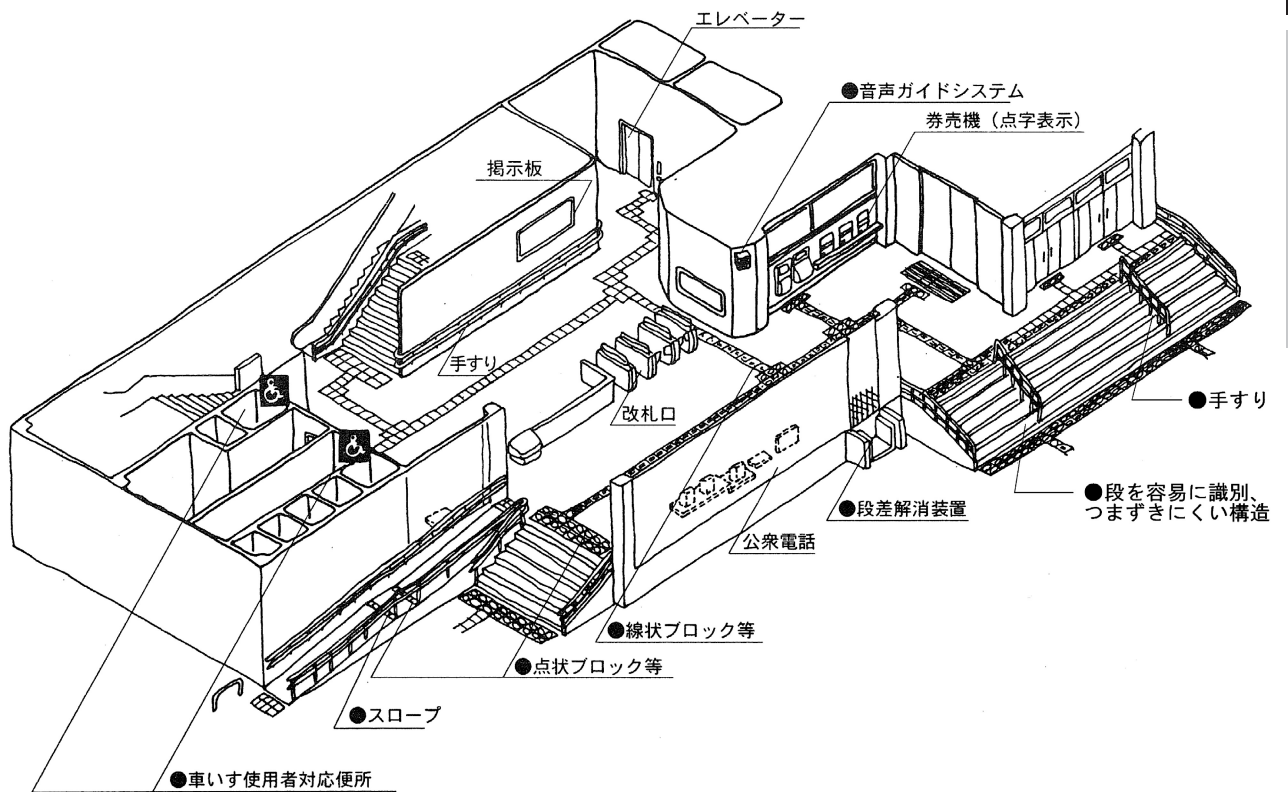
エ 傾斜路（その踊場を除く。以下このエ及びオにおいて同じ。）は、その踊場及び当該傾斜路に接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

オ 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

■計画・設計上の配慮事項■

「建築物[3] 廊下等」に準じる。

<通路>



- ：通常の整備基準
- ：誘導基準
- 無印：計画・設計上の配慮事項
- ★：移動等円滑化経路の整備基準

公共交通機関の施設

〔3〕 階段

●基本的考え方●

利用者の用に供する各乗降場に至る階段について、高齢者や視覚障害者等にも配慮し、安全で昇りやすい階段の整備が必要です。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(1) 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ●(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 ●(3) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ●(4) 踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ●(5) 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造とすること。 ●(6) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ●(7) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 	⇒移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第8条と同基準

■計画・設計上の配慮事項■

「建築物〔3〕廊下等」に準じる。

〔4〕 エレベーター

●基本的考え方●

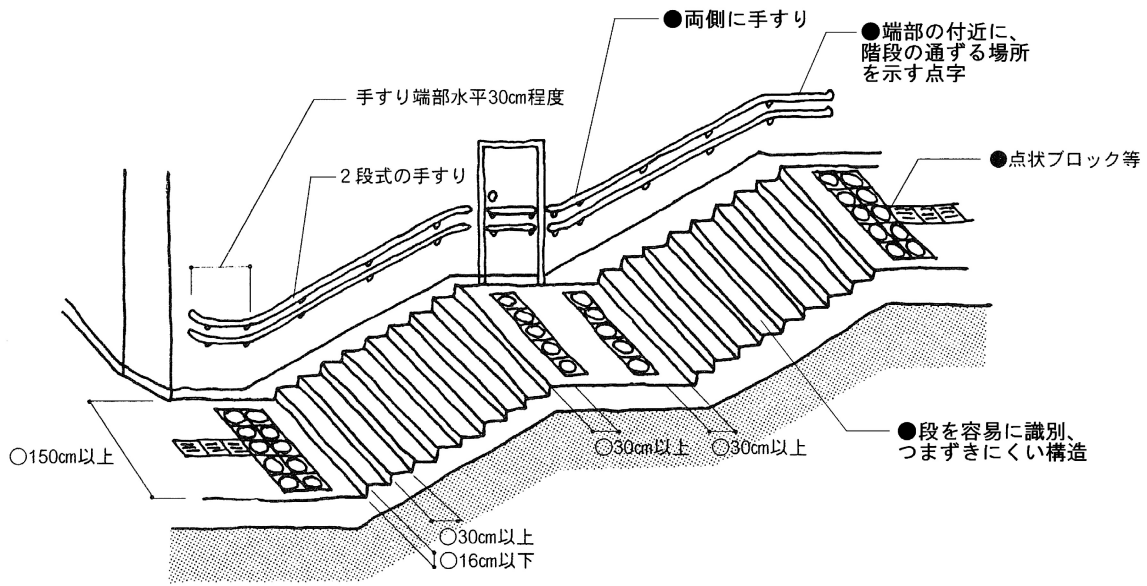
公共交通機関の出入口から各乗降場に至る経路に階段が設けられる場合には、車いす使用者及び視覚障害者に配慮したエレベーターを設置する。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ●〔1〕の項に定める構造の改札口から乗降場に至る利用者の用に供する経路にエレベーターを設ける場合においては、「建築物〔5〕エレベーター等」の項(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けること 	⇒「建築物〔5〕エレベーター等」の項を参照

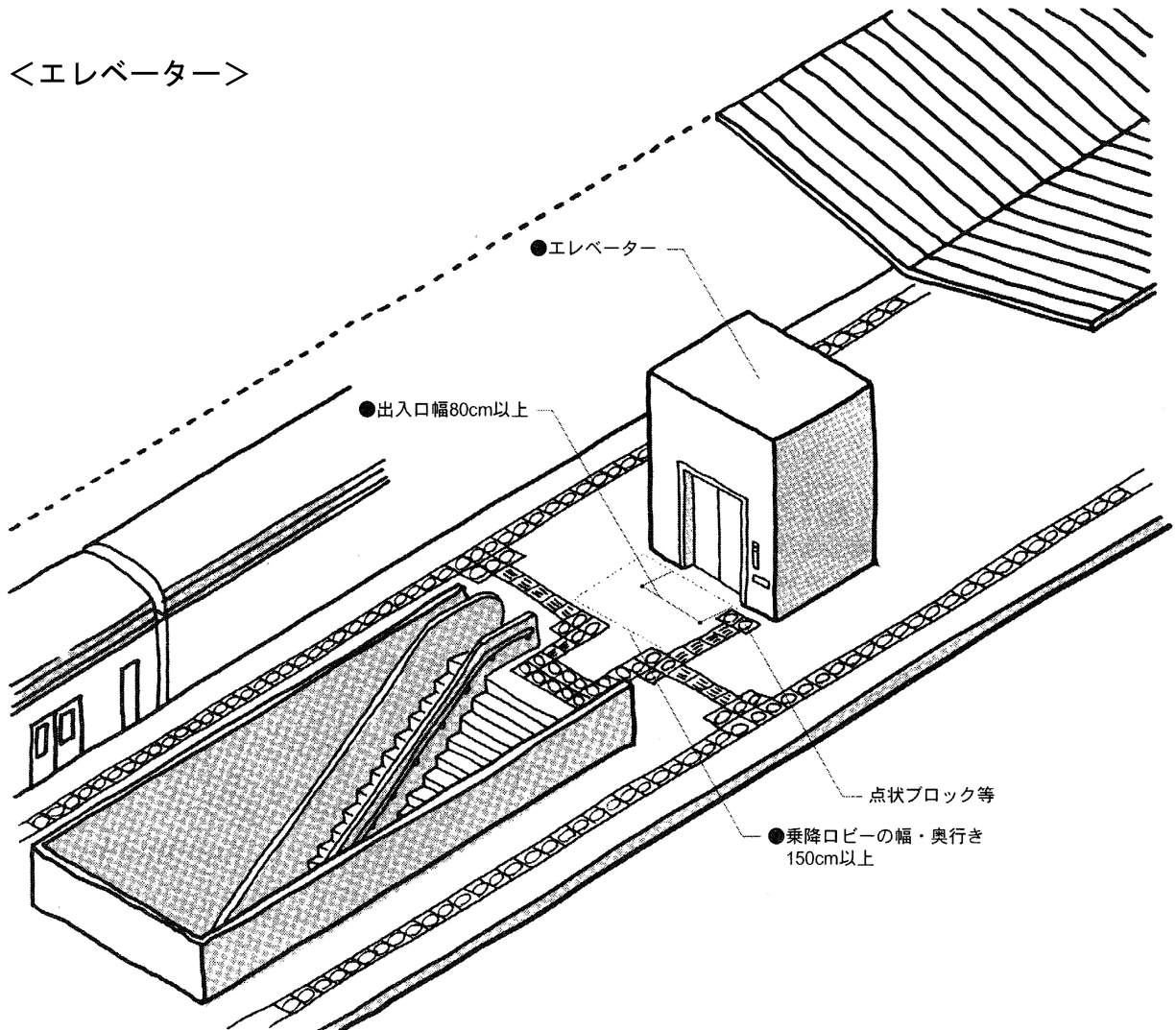
■計画・設計上の配慮事項■

「建築物〔5〕エレベーター等」に準じる。

<階段>



<エレベーター>



●：通常の整備基準 ○：誘導基準 無印：計画・設計上の配慮事項

★：移動等円滑化経路の整備基準

公共交通機関の施設

〔5〕 便所

●基本的考え方●

利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者をはじめ高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等誰もが利用しやすい便所を整備する必要があります。

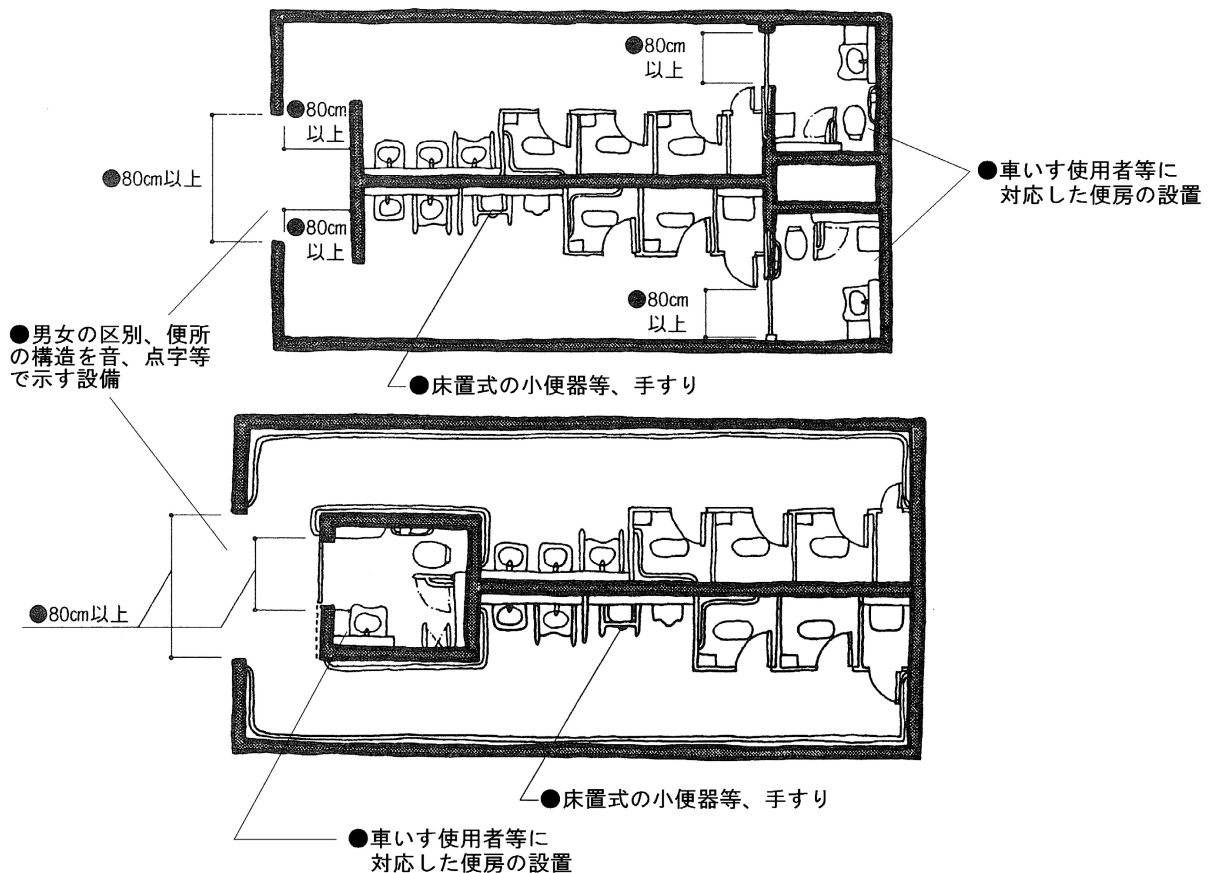
項 目	●通常の整備基準	整備基準の解説
便所	<p>●(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>●(2) 利用者の用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>●(3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>エ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>オ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>●(4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p>	<p>⇒移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第13条～第14条と同基準</p>

	<p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>オ (3)のア、エ及びオに定める構造とすること。</p> <p>●(5) (2)のイの便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (3)のア、イ、エ及びオ並びに(4)のウ及びエに定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p>	
--	--	--

■計画・設計上の配慮事項■

「建築物〔8〕便所」に準じる。

<便所>



●：通常の整備基準 ○：誘導基準 無印：計画・設計上の配慮事項

★：移動等円滑化経路の整備基準

公共交通機関の施設

〔6〕 案内表示

●基本的考え方●

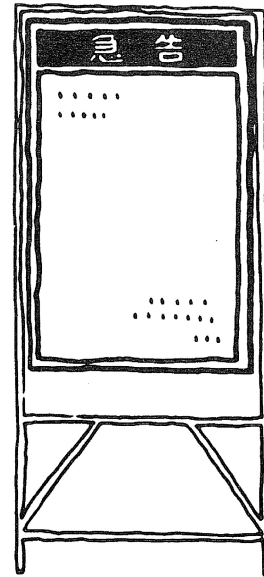
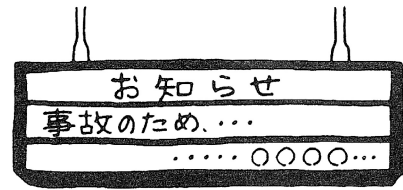
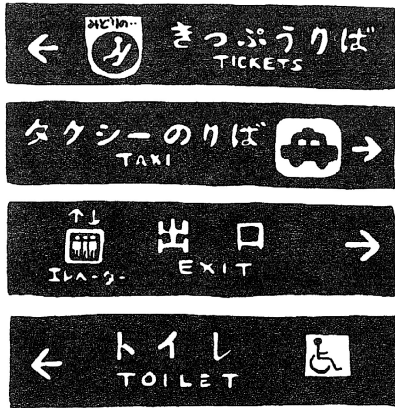
高齢者、障害者等が目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、障害の特性に応じた、分かりやすい案内板等の表示により、適切な情報提供を行う必要があります。特に、事故等の臨時情報を含む列車等の運行に関する情報が、的確に提供されるよう配慮する必要があります。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
案内表示	●案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとすること。	⇒「建築物〔11〕案内表示」の項を参照

■計画・設計上の配慮事項■

「建築物〔11〕案内表示」に準じる。

<案内表示>



- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

公共交通機関の施設

〔7〕 乗降場

●基本的考え方●

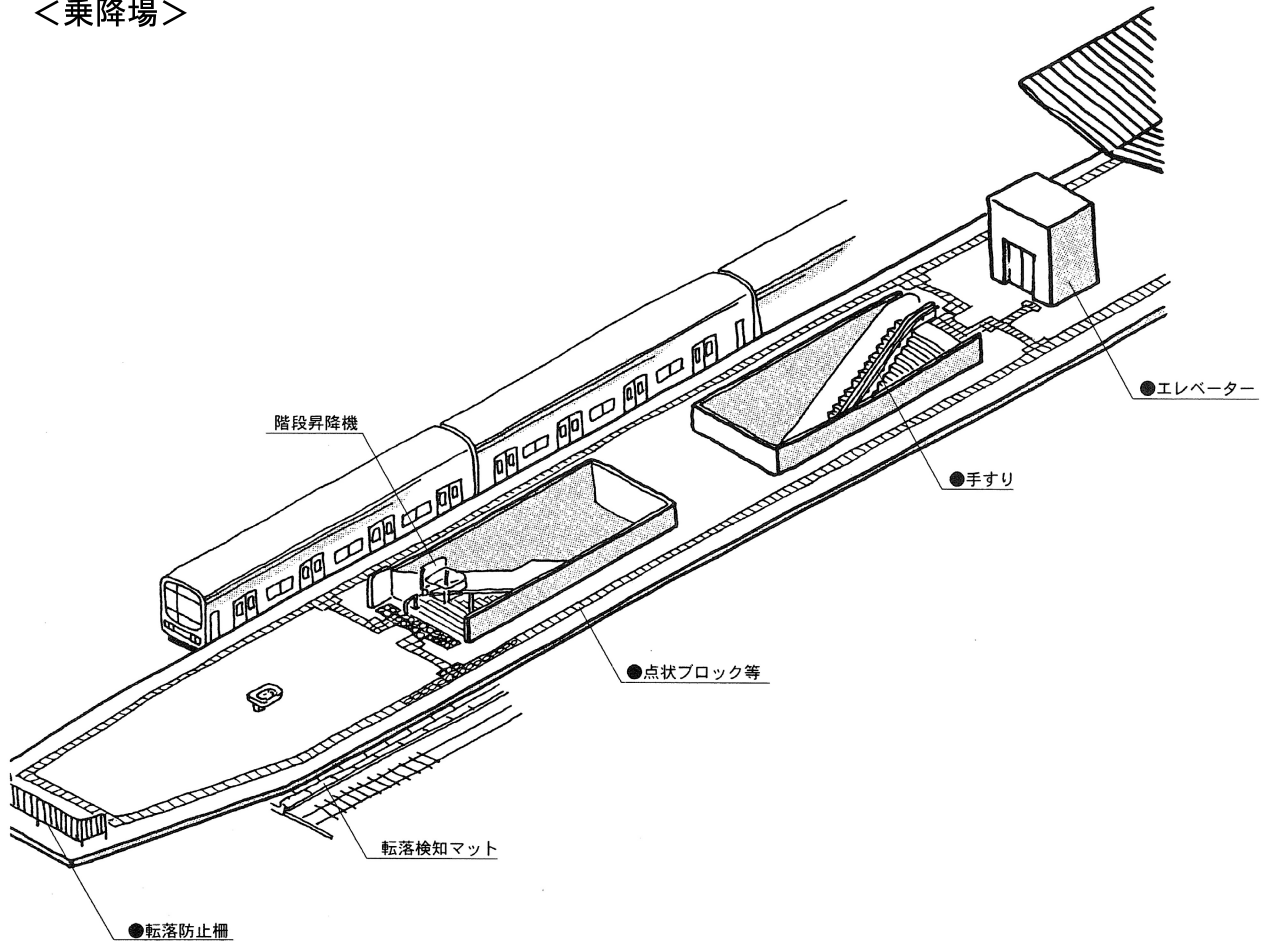
プラットホームは、転落など人命にかかわる事故の発生が考えられる場所であるため、まず安全上の措置が必要です。さらに、行き先表示、待ち合い場所、誘導表示などこまやかな配慮が必要です。

項 目	●通常の整備基準	整備基準の解説
乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ●(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる ●(2) 両端には、転落防止のための柵を設ける ●(3) 縁端には、点状ブロック等を敷設する 	⇒転落等の事故防止に努める。

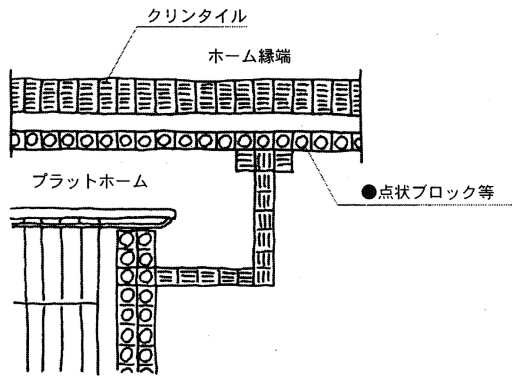
■計画・設計上の配慮事項■

表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ①床面の水勾配は、1/100程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとする。 ②床面は、雪や雨でぬれても滑りにくい仕上げとする。
転落防止柵	<ul style="list-style-type: none"> ③プラットホーム両端には危険を防止するために、高さ110～150cm程度の柵を設ける。
ホーム上の設置物	<ul style="list-style-type: none"> ①壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設置する。 ②売店、ベンチ、ゴミ箱などを設置する場合は、車いす使用者や視覚障害者、一般利用者などの支障にならないように配慮し、安全な幅員が確保できるような位置とする。 ③ホーム上にベンチを設け、高齢者、身体障害者、病弱者などが利用しやすいよう配慮する。 ④電車とホームの段差、隙間は乗降に支障がないよう、できるだけ小さくする。

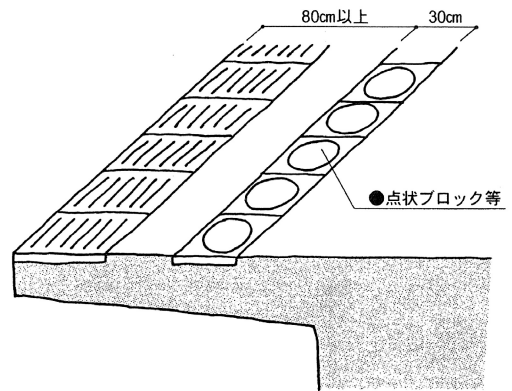
<乗降場>



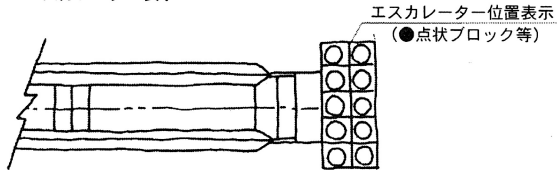
ホーム階段表示



ホーム縁端警告表示



エスカレーター表示



- : 通常の整備基準 ○ : 誘導基準 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準